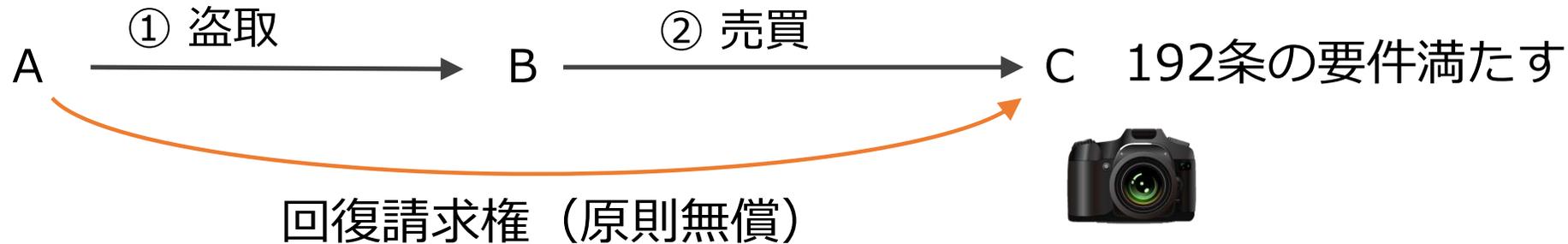


# 盗品・遺失物の例外

第193条 前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる

## ア 趣旨

動産の原所有者の意思によらずに占有が離れた場合、原所有者を保護する必要があるため、盗難又は遺失の時から2年間、回復請求権を認めた



## イ 「盗品又は遺失物」

- ・ 詐取された場合や横領された場合、同条は適用されない  
∴ 原所有者の意思によらずに占有が離れたとはいえない

## ウ 「被害者又は遺失者」

- ・ 回復請求権者は所有者
- ・ 動産の受寄者や賃借人も含まれる（大判大10.7.8）



## 才 使用収益権

### 〔問題の所在〕

原所有者帰属説からは、占有者の使用収益権が認められなければ、占有者は原所有者に対し、不当利得（使用利益相当額、果実等）を返還しなければならないことになる。そこで、使用収益権の有無が問題となる

Q：占有者に目的物の使用収益権が認められるか？

- ▶ 占有者は使用収益権を有する

## 力 盗品返還後の代価弁償請求権

- ・ 盗品を原所有者に返還した後においても、占有者が代価弁償請求権を有するのかが問題となる

- ▶ 盗品返還後においても、占有者は代価弁償請求権を有する（判例）